解散公告

当組合は、平成二十五年十一月十五日開催の通常総会の決議により同年十一月三十日をもって解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十日

香川県高松市木太町三〇四九番地一六

協同組合香川合同計算センター

代表清算人　笹川　隆史

解散公告

当社は、平成二十五年十一月二十八日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十日

福岡県福岡市博多区博多駅前四丁目四番一五号　有限会社みやざき企業再生ファンド

清算人　藤綱　孝之

解散公告

当社は、平成二十五年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十日

長崎県大村市原町七番地

有限会社大和資材

清算人　梅本　秀基

解散公告

当法人は、平成二十五年十一月十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十日

長崎県大村市徳泉川内町六七八番地

特定非営利活動法人螢愛の里

清算人　田﨑　武夫

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十日

宮崎市佐土原町下田島一〇〇八番地

有限会社サンクス

清算人　日髙　清治

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年十一月三十日解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十日

東京都千代田区東神田二丁目八番三号

財団法人能率増進研究開発センター

代表清算人　杉浦　力

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十二月一日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十日

福井市大手三丁目四番一号

財団法人積善会

代表清算人　小島　龍美

解散公告（第一回）

当法人は、寄附行為に定める存続期間の満了により、平成二十五年十一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十日

静岡市駿河区新川一丁目三番七号

財団法人静岡市私立保育所振興会

代表清算人　土方　洋子

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年十一月二十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十日

京都府城陽市富野北垣内五二番地の六

財団法人南京信平田佐吉財団

代表清算人　大西　修

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年十一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十日

大阪市西区靱本町一丁目一一番七号

財団法人大阪総合スポーツ財団

代表清算人　野田みづき

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年十二月十四日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十日

奈良県橿原市畝傍町一番地

社団法人橿原考古学協会

代表清算人　菅谷　文則

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十一月二十六日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十日

香川県高松市田村町四八四番地四

財団法人健康福祉センター

清算人　植田　佳宏

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十月三十一日開催の理事会の決議により、平成二十五年十一月二十六日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十日

福岡市中央区天神四丁目一〇番一二号

財団法人福岡県農山漁村住宅協会

代表清算人　松尾　照和

解散公告（第一回）

当公社は、平成二十五年五月二十七日開催の理事会の議決並びに平成二十五年十月三十日鹿児島県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十日

鹿児島県大島郡徳之島町亀津七二〇三番地

徳之島町土地開発公社

清算人　高岡　秀規

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十五年十月二十一日北海道知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十一月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十日

北海道小樽市花園二丁目一二番一号

小樽市土地開発公社

清算人　貞村　英之

解散公告（第二回）

当法人は、寄附行為に定める存続期間の満了により平成二十五年十二月一日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十日

秋田県秋田市山王中島町一番一号秋田県生涯学習センター内

財団法人秋田県高等学校ピーティーエイ

安全互助会　代表清算人　松坂　敏悦

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十五年十一月二十二日福井県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月十日

福井県越前市妙法寺町四九八番地

神山南部第一土地区画整理組合

代表清算人　土井内幸男